

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年6月9日	帝産湖南交通株式会社(法人番号 9160001012986)代表者喜多正美	滋賀県草津市山寺町188 番地	田上	滋賀県大津市上田上中野町字前田294 番地	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和5年1月30日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記 録義務違反【一部記録なし】(旅客自動車運送事業 運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)点 呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則 第24条第5項)、(3)乗務員台帳の作成、備付け義 務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1 項)	1	1
令和5年6月28日	神姫バス株式会社(法人番号 6140001059289)代表者長尾真	兵庫県姫路市西駅前町1 番地	社	兵庫県加東市社字宮ノ前777番地21	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年4月20日、事故を引き起こしたことを端緒 として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅 客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対 して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土 交通省告示第1676号)による運転者に対する指導 監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事 業運輸規則第38条第1項)	0	0